

LIBRARY NEWS

CHIKUSHI JOGAKUEN UNIVERSITY & JUNIOR COLLEGE LIBRARY

人と出会う、本と出会う

筑紫女学園短期大学英文科教授 松田 昌子

皆さんは読書を楽しんでいますか？

私が読書の面白さを知ったのは中学生の頃だった。その頃の先生たちは教科に関係なくいろいろな本を紹介してくれた。おそらく戦争中の経験から真実を見極める目を育てようとしたのではないかと思う。とくに印象に残っているのは次の3人の先生である。国語のK先生は文学史に力をいれ、多くの作品を解説して小説の読み方や詩作を指導してくれた。時には「自転車泥棒」や「ドイツ零年」などの名作映画のシナリオを読んでくれたりした。社会のH先生は中国の少年を描いた物語を読み聞かせてくれたし、体育のS先生は東北の寒村の中学生の詩を朗読して、生きること、表現することの大切さを教えてくれた。私たちのクラスはいつのまにか競って本を読むようになり、先生に薦められたこともあって、「読書ノート」に記録するようになった。それぞれ好みのノートに、読んだ日付、作品名、作者名、出版社名、あらすじ、そして最後に自分の感想を書く。本は、買うのは文庫本くらいで、あとは図書室で借りたり、先生に借りたり、姉や兄の本を利用した。この中学2年生の夏休みには、漱石からドストエフスキーまで1日に1冊は読み進んだ。そのように集中して読んだのは初めてだった。どの程度理解できたかあやしいものだが、「読書ノート」に書き留めるために丁寧に読んだ記憶がある。

高校時代は先生たちから知的な刺激を受けることは殆どなかった。1年生の秋から入院し安静時間にも本ばかり読んで過ごしていた私には、復学後、厳しい受験体制になじまず、補習授業は受けずに部活動と読書に時間を使った。この頃に「チボー家の人々」や「魅せられたる魂」、そして第2次大戦中ナチ占領下のフランスで地下出版されたという小説群に巡りあった。そこには不幸な歴史の流れに抗しながら真摯に生きる人々が描かれており、「歴史と個人」について考えさせられた。これが私にとって本格的なフランスとの出会いだったように思う。さらに、ストラスブール大学の学生たちの話を聞いてますますフランスが好きになった。ドイツと国境を接する美しいこの街もドイツの攻撃を受けて戦火に見舞われたとき、学生たちは一人づつ図書館の本を出来るだけ多くリュックにつめてパリをめざして西へ向かったという。後にアラゴンはこの出来事を感動的な詩に残している。

現在は1枚のディスクに多数の本を収録できるようになり、コンピューターも進歩を重ね、書物の持つ意味も変化しつつある。しかし一人でじっくりと好きな書物に向き合って楽しむということは大切にしたいものである。

国立国会図書館・雑誌記事索引を補完するレファレンスツールについて

MAGAZINEPLUS 研究に学習にご利用ください

国内最大719万件の雑誌・論文情報データベースです

*学内LANで利用できます

筑紫女学園大学・短期大学附属図書館ホームページ左側部分の文献情報データベース(学内のみ)から開いてください。(同時アクセス許可数1名です)終了の時には必ず画面の「ログアウト」をクリックしてください。ログアウトで終了しないと、しばらくの間次の人が使えない状態になります。

「MAGAZINEPLUS」は672万件の雑誌記事情報に加え、戦後国内の学術雑誌が刊行した人文社会系の年次研究報告や学術論文集8,000冊、47万件の論文タイトル情報を加えた、総計719万件にのぼる国内最大の雑誌・論文情報データベースです。

国立国会図書館・雑誌記事索引ファイル(1975 -)完全収録

MAGAZINEPLUSの検索方法

筑紫女学園大学・短期大学附属図書館(ホームページ)

検索結果

文献情報データベースをクリックする

筑紫女学園大学図書館所蔵検索をクリックする

MAGAZINEPLUSをクリックする

本学の所蔵検索画面上にリンクされています

発行 筑紫女学園大学・筑紫女学園短期大学附属図書館
〒818-0192 福岡県太宰府市石坂2丁目12-1
TEL 092(925)9910 FAX 092(925)3318
印刷 久野印刷株式会社

著作権と 文献複写について

図書館長 小木野 一

機械文明が長足の進歩を遂げて、現在社会はあらゆる方面で便利になった。飛行機を利用すれば、一日でほとんど希望の所へ行くことができる。パソコンを利用すればほとんど瞬時に世界の人々と交信することができる。また学問や研究のために便利なものの一つにコピー機がある。私たちが学生時代には文献は一ページからすべて自分の手で書き写していた。今それを目にするると懐かしさを覚える。しかし現在では、コピー機を利用すれば、文献はいとも簡単に何枚でも、しかも最近ではカラーで複写（コピー）することができる。

しかしその便利さが最近問題になっている。いわゆる著作権との関わりである。私たちが複写する書物や論文は、著作者が心血を注いで制作したものであり、それはその著作者によってはじめてなせる貴い創作であり、著作物は著作者の私有財産である。したがってそこに著作者の権利を守る著作権というものが生まれる。しかし著作物はまた一方では人類の共有財産として、広く読まれ、利用されることを前提として創作されたのである。この著作権と公共性はお互いに矛盾するように思われるが、著作者とその著書の利用者との利害は本来相補完しあうものである。著作者には読み手（利用者）が必要であり、読み手は著作者を必要としているのである。文献複写の問題は優れたコピー機の出現によって簡単にコピーできるので、著作者の権利を犯す危険性が絶えず潜んでいるのである。利用者は著作物をコピーするときは、著作者の権利を守る良心を以て、複製を行わなければならない。

大学図書館も文献を複写することが認められているが、それは無制限ではなく著作権法によって、著作権のある所蔵図書資料を一定の範囲で複写することが認められている。著作権法第三十一条（一部）に次のように規程されてる。

図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複写物を一人につき一部提供する場合

したがって、大学図書館としても著作権のある図書館資料の複写に関して一定の制限を行なって運営するようになっていきます。本学図書館もそのことに関して具体的な実施要項を作成していますので教職員、学生のみなさまのご協力をお願いいたします。

図書館での**文献複写**についてのお知らせ

図書館では、著作者の権利を守るため、利用者が図書館所蔵資料を複写する場合に、「**文献複写申込書**」の提出をお願いすることになりました。

このことは、大学図書館における文献複写を「著作権法第31条」の範囲内で適切に行なうために必要な手続きです。

平成15年1月に日本複写権センターと国公立大学図書館協力委員会との間で「大学図書館における文献複写に関する実務要項」が合意されました。本学図書館でもこの要項のガイドラインに基づいた適切な「文献複写」サービスを提供するため、現行の複写サービスの見直しを図っているところです。

利用者の皆様には手続きが煩雑になりお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をいただきますように、よろしくお願いいたします。

図書館での文献複写の際には「**文献複写申込書**」に記入しカウンターに提出してください。

図書館のコピー機では図書館資料以外の複写はできません。

* 私物のコピーは学生自習室等、学内に別途設置されているコピー機をご利用ください。

